

## 荒瀬ダム本体等撤去事業（債務負担行為設定）の取り扱いに係る決議

本県は、平成24年度から荒瀬ダム撤去に取り組むため、平成23年12月2日には荒瀬ダム撤去に関する河川法に基づく許可を受けるなど、全国初のコンクリートダム撤去に向けた取り組みを行っている。

荒瀬ダムに関しては、厳しい県財政の状況から、知事も一たんは、発電事業の継続を目指したが、現在の政府・与党関係者から、荒瀬ダム撤去を求める発言や国の支援についての発言が相次ぎ、県民の間に「政権交代後は国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できる」という期待感が高まった。さらに、平成22年4月以降の水利権の取得が不透明となったことなどから、知事は、再度荒瀬ダム撤去の判断を余儀なくされた。

しかしながら、荒瀬ダム撤去には巨額の費用が必要であり、これまで国の交付金の活用、撤去コスト削減、企業局の経営努力等、できる限りの取り組みを行ってきたが、ダム本体撤去に対する国の支援はなされておらず、依然として資金不足について整理されていない状況にある。

このような中、県は県民との約束を果たすため債務負担行為を設定し、来年度から荒瀬ダム撤去に着手するとしているが、撤去費用の確保を図る必要があり、そのためには、これまでの経緯を踏まえて現政権において、さらなる国の財政支援を実現していただくことが必要不可欠である。

よって、かかる状況にかんがみ、平成23年度電気事業会計補正予算（第1号）のうち荒瀬ダム本体等撤去事業（債務負担行為設定）の取り扱いに当たって、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 本県の厳しい財政状況を踏まえ、一般財源を投入せず荒瀬ダム撤去に取り組むこと。
- 2 国に対しさらなる財政支援を求め、撤去費用の確保を図ること。

以上、決議する。

平成23年12月16日

熊 本 県 議 会